平成２７年（フ）第７５０９号
千葉県茂原市八千代１丁目８－７－101
債務者　藺草　雄二
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５１０号
東京都東大和市蔵敷３丁目799－７－イ13－207
債務者　渡部　伸一
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５１１号
東京都台東区花川戸２丁目21－３－201
債務者　澤田　隆一
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５１２号
千葉県八街市文違156－17
債務者　高橋　　満
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５１４号
東京都新宿区新宿６丁目27－29－704
債務者　古谷光司こと　フルヤ　ジョン　ヘラルド　チョング（旧氏名古谷　ジョン　ヘラルド　光司）
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５１８号
東京都足立区東六月町４－11－202
債務者　市屋　秀樹
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５２６号
東京都北区岸町２丁目11－20　岸町第１小林コーポ105
債務者　鈴木　彰二
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５２７号
東京都中央区明石町７－３－302
債務者　津田嘉代子
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５２８号
東京都江東区北砂３丁目32－11－203
債務者　竹添　兼六
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５２９号
東京都江東区北砂３丁目32－11－203
債務者　竹添由貴子
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第６号
岩手県下閉伊郡山田町織笠第14地割32番地229
破産者　船越電子工業有限会社
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２６年（フ）第３２６５号
大阪府豊中市千成町２丁目４番３号
破産者　株式会社コーワ産業
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３７５号
大阪府四條畷市中野本町３番24号
破産者　株式会社丸野建設
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２１８号
大阪府高槻市川添２丁目１番20号、商業登記簿上の本店所在地大阪市都島区東野田町５丁目２番９号スーパーキョーエー内
破産者　有限会社ヤオミ
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５１０号
大阪市中央区北久宝寺町１丁目５番６号　堺筋本町アーバンライフ712号室
破産者　株式会社カレント
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３２号
大阪府門真市大池町14番37号
破産者　株式会社南部設備工業
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３４号
大阪市西区靱本町１丁目18番７号　村上ビル８Ｆ
破産者　有限会社ビーファクトリー
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８３３号
大阪市城東区東中浜２丁目６番18号
破産者　スコットカラー株式会社
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部